

マネ協だより

第3号 令和3年1月

年頭あいさつ

新年明けましておめでとうございます。旧年中は、マネ協事業にご理解ご協力を賜り有難うございました。昨年は新型コロナウイルス感染症により、生活が一変し日々の暮らしを変えた年でした。また、経済活動の停滞や行事の縮小や中止もあり、関係各位におかれても大変な年だったと思います。当マネジメント協議会においても3密回避により、役員会や総会等開催することができず、コミュニケーション等の不足で大変ご迷惑をお掛けしたかと思います。しかし、令和2年度計画した事業については、計画どおり進行でき、ご協力に感謝申し上げます。令和3年は、丑年で「我慢（耐える）」や「発展の前振れ（芽が出る）」を表す年になると言われている事から、更なる事業発展を会員の皆さんと共に期待したいです。

○郡上地域森林・林業SCMS実現プロジェクト令和2年度 第2回検討委員会開催（12/9）

- 河合涉氏(有)ローカルサポートアソシエイツ)から、市内製材工場等へのヒアリング結果について説明があり、川上とのネットワークや協力関係づくり、川下への迅速な対応、新規取引先の開拓等今後の取組みについて提案が有りました。



○意向調査委託事業

- 森林管理制度に基づく意向調査の実施（地区座談会を開催しました。）



白鳥町中西(日)(9/16)

白鳥町中西(月)(9/17)



大和町栗巣(9/23)

八幡町腰細(10/25)

八幡町穀見(11/25)

郡上市からのお知らせ・・・木材生産事業者等緊急支援事業のご案内

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた木材生産事業者等の経営を支援するための補助事業です。

■事業内容1

【対象者】 木材生産事業者等

【対象経費】

- (1)林業機械の法定検査（特定自主検査）に係る費用
・対象林業機械
「プロセッサ、ハーベスター、スイングヤード、グラップル」
補助率：10/10以内
- (2)林業機械の修理等（部品代、作業料等）に係る費用
・対象林業機械
「プロセッサ、ハーベスター、スイングヤード、グラップル」
補助率：10/10以内（ただし、上限30万円/1台）



スイングヤード

■事業内容2

【対象者】 建築製材事業者

【対象経費】

- (1)機械設備の法定検査（特定自主検査／性能検査）に係る費用
・対象機械設備：荷役運搬機械、木材乾燥機用ボイラー
補助率：10/10以内
- (2)機械設備の修理等（部品代、作業料等）に係る費用
・対象機械設備：荷役運搬機械、木材乾燥機用ボイラー
補助率：10/10以内（ただし、上限10万円または30万円/1台・基）
- (3)在庫増等による掛けり増し費用
・対象：倉庫賃借料、在庫製品に係る保険料 等
補助率：10/10以内



荷役運搬機械(フォークリフト等)

■対象事業期間

令和2年4月1日～令和3年2月28日（申請期限：令和3年3月5日）

事業の詳細は、郡上市HPを確認または下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 郡上市役所 農林水産部林務課 TEL：67-2121



森林経営計画制度活用術 ～第2回 間伐計画面積の下限値について～

1. 森林経営計画の認定基準について

森林経営計画制度は、計画の実行により持続可能な森林経営と森林の公益的機能の十分な発揮を図っていくことを目的としており、認定基準も「適正な植栽の基準」、「適正な間伐の基準」、「適正な林齢での主伐の基準」、「収穫の保続の基準」があり、持続的な森林経営を進めていくためには、計画的な路網整備も重要ですので、計画書の添付図面には、森林の所在や作業路網も表示します。

今回は、「適正な間伐の基準」として設定されている「間伐計画面積の下限値」についてご紹介します。

2. 間伐計画面積の下限値について

間伐計画面積の下限値とは、森林経営計画の5年間の計画期間内で実施する必要がある最小限度の間伐量です。計画的間伐対象森林及び間伐計画面積の下限値の算出方法は、以下のとおりとなります。

○計画的間伐対象森林は、計画的伐採対象森林（※）のうち、次の要件の全てに該当するものとす。

（※）計画的伐採対象森林：森林経営計画の対象とする森林のうち、禁伐林等（計画的な森林施設を行うこととされていない森林）以外の森林

- ・人工植栽に係る森林
- ・計画期間内に主伐を行わない森林
- ・0.3ha以下で計画期間後に隣接地での伐採と併せて実施することが効率的であるもの以外の森林
- ・樹冠疎密度が0.8以上（間伐後おおむね5年で回復する見込みのもの）

（※）樹冠疎密度について

樹冠疎密度とは、人工林を真下から見上げた際に樹冠（立木の枝・葉の部分）が占める度合のことと、樹冠が完全に重なっている状態を1.0とした場合の割合になります。

○間伐計画面積の下限値（森林法施行規則 第38条第1項第4号）

計画的間伐対象森林における間伐計画面積が下記により求められる値を超えること。

$$A = (F_1 / T_1 + F_2 / T_2) \times 5$$

A=間伐計画面積の下限値

F₁=計画的間伐対象森林のうち標準伐期齢に達しない森林の面積

F₂=計画的間伐対象森林のうち標準伐期齢以上の森林面積

T₁=市町村整備計画に定める標準伐期齢未満の森林の間伐の間隔（例：10年）

T₂=市町村整備計画に定める標準伐期齢以上の森林の間伐の間隔（例：15年）

ただし、F₁にあっては、計画始期の5年以内に間伐した森林を除く

F₂にあっては、計画始期の10年以内に間伐した森林を除く

F₁、F₂とも、災害等防止措置を講ずべき森林、要整備森林、複層林施設森林、特定広葉樹育成施設森林を除く

○森林経営計画の遵守について 間伐計画面積の下限値等の認定基準については、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、遵守しなければならないとされているので、注意が必要です。

3. 最後に

森林経営計画の作成にあたってご不明な場合は、我々林業普及指導員が懇切丁寧にご説明しますので、下記までご連絡いただきますようお願いします。

【執筆】岐阜県郡上農林事務所 林業課 森林整備係 林業普及指導員 和田 将也

※今回の記事の内容について、詳しくは岐阜県郡上農林事務所 林業課(0575-67-1111)へお問い合わせ下さい。

【参考文献・資料】 森林経営計画ガイドブック（森林計画研究会編・令和元年度改訂版）

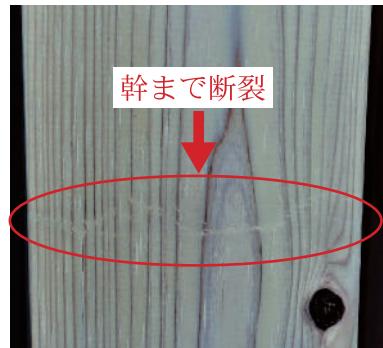
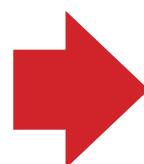
森林経営計画運営マニュアル（岐阜県林政部・平成30年11月版）

モメ材（シオレ材）

雪の重みや台風などの強風で立木がしなった（湾曲）ことで樹皮に発生した亀裂線（写真左）や幹に発生した断裂線（写真右）のことをモメ（シオレ）と呼んでいます。雪による被害の場合は多雪時に幹折れに至らず持ちこたえた立木に、風による被害の場合は風が集まって吹き抜ける山地鞍部や台風時に南東側からの強風が当たる山地で多く見られ、しなった側とその反対側の両方に発生すると言われています。また、伐採時に着地面の状態により伐倒木がしなって同様の幹の断裂が発生することもあるようです。しなりの強弱によっては樹皮切れ（皮切れ）だけに留まらず、多くは写真右のように幹まで断裂が入り、わずかな力で折れてしまう材となるため用材としては使えず欠点材として除外されます。買方は、原木調達の段階で樹皮切れが見受けられれば購入しないことが多く、ベニヤ用材等への移行も検討することが無難と思われます。



〈立木に見られる樹皮切れ〉

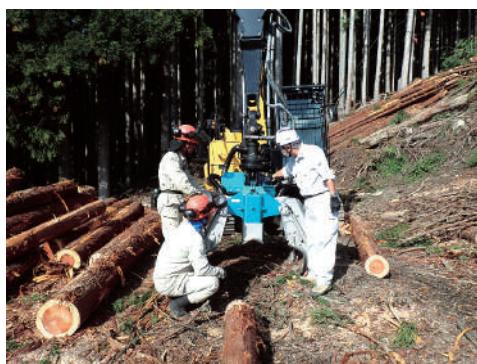


〈製材品に出た断裂〉

素材生産技術指導

第3号のマネ協だよりは、10月以降の事業を掲載しました。中でも技術指導は、12/25が最終の工期となっていて、各素材生産事業体の協力のもと、技術指導が終了しました。熱心な受講により技術レベルが向上していれば、幸いです。

今年もコロナウイルスに負けないよう、マネジメント協議会事業にご協力をお願いします！



発行 郡上森林マネジメント協議会

〒501-4223 岐阜県郡上市八幡町稻成525-7

Tel 0575-67-9533 Fax 67-9633 E-mail g-management@wind.ocn.ne.jp